

大桑 第62号 1月号 まさたか



さかえく せかい か
栄区から横浜を変える！

JR大船駅・本郷台駅・港南台駅のいずれかで！

市議員2期目

栄区から、しがらみのない市政(政治)を実現します！

よろしく願います！

市議員としての約束

- 1、選挙の前も選挙の後も駅前に立ち続け新聞(広報)を配り続けます。
- 2、大桑**まさたか**の政務調査費を公開し続けます。
- 3、私たち市民が市政(政治)に参加する流れをつくります。
- 4、子や孫のために持続可能な横浜(社会)をつくります。

中田市長にまつわる報道！

大桑新聞61(12月)号で中山市議員を中田市長や市長の知人、そして小幡市議員が「脅し」しかも「詫び状を取った(誓約書を書かせた)」とされることについて真相の究明を求める請願書がだされているとお知らせしました。それ以外にも、中田市長の政治資金パーティーに横浜市の職員がかかわっていた問題や私費で中田市長が公務時間中に看護専門学校に中国語を勉強しに行った問題。また、サンディエゴ市との姉妹都市50周年記念式典を(市議や市民からなる友好施設団が出席しているにもかかわらず)突然欠席したなど様々な問題がでてきております。上記の様々なことについては今回の議会では結論ができませんでした。この件については、今後も大桑新聞でお知らせしていきます！

大桑新聞

プロフィール

大桑正貴(まさたか)

第62号(1月号)

連絡先

横浜市議員 大桑正貴(市政報告書)

〒247-0005 神奈川県横浜市栄区桂町688-4-601

TEL&FAX : 045-892-5187

携帯電話 : 070-6511-1295

<http://m-okuwa.net/>

E-mail : m-okuwa@mvg.biglobe.ne.jp

昭和48年(1973年)7月4日生まれ横浜育ち 血液型A型

横浜市立小山台小学校入学

大分県立大分舞鶴高校入学(1年次冬、転勤で横浜へ戻る)

神奈川県立大岡高校卒業

神奈川大学法学部法律学科卒業

平成14年(2002年)12月 派遣会社アシスト株式会社退職

平成15年(2003年)4月 横浜市議員 初当選

平成19年(2007年)4月 横浜市議員 2期目当選

趣味 : サッカー、バスケットボール

家族 : 妻、子(2人)、ママ(猫)、グリ(犬)

(ママとグリはそれぞれの実家にいます)

JR大船駅・JR本郷台駅・JR港南台駅、いずれかの駅で配布しております。

11月分の収支報告(収入は政務調査費55万円/毎月)

平成19年度11月現在の政務調査費累計残高は **6,477円**です。

今回の使用金の内訳

郵便代	0円	書籍代等	2,039円
大桑新聞印刷代等	269,472円	文具費等	0円
勉強会代等	300円	新聞代	7,620円
通信費	26,205円	事務所費等	200,190円
交通費	109,770円	道路使用料(11月分)	4,000円

11月の支出合計は
619,596円です。

近況報告

平成19年12月21日(金)で本会議は終わりましたが、表面で書いたように中田市長にまつわる様々な問題がでてきております。

たとえば、なぜ横浜市の市長である中田市長が中国語を勉強するために忙しいなか看護学校にまで出向き、看護学校の生徒しか受けられない中国語の講座に**公務時間中に私費**で出席したのか(なぜ看護学校なのか)?

これに対して中田市長は本会議などで、台湾市長との約束(スピーチコンテスト)のために中国語の基本を勉強する必要があったからとしています。

しかし、私は公式行事中に台湾市長からスピーチコンテストの提案があったのだから**市費**で堂々と中国語講師を雇い、雇った講師を市役所に呼んで**公務時間中**に勉強するべきだったと思います(忙しいなか看護学校に行く必要はありません)。そして、もし中国語の勉強が**私事**であるならば、休日に**私費**で中国語を勉強するべきだったと思います。そもそも、看護学校に行ったり、外から講師を雇うのではなく横浜市が雇っている語学担当の方にレクチャーしてもらおうという方法もあったと思います。私は、この件も含め様々な問題について「中田市長には誰もが納得のいく説明をする責任がある」と思っております。

最後になりますが、今年も大桑新聞をよろしく願います。

公園の遊具!

公園の遊具の老朽化などによって子供が怪我をするという事故を受け、横浜市でも去年(平成19年)の10月ごろから、公園にある遊具を点検した上で危険性の高いものから撤去しています。今回の公園の遊具の撤去は危険性の高いものからはじめて、順次、今年(平成20年)の3月ごろまでに撤去をします。

遊具の撤去が終わったあと、平成20年4月以降、順次、遊具を再設置していきますのでご理解、ご協力頂ければと思っております。

救急条例

横浜市は12月議会で救急システムを再構築するための条例提案しました。

この条例は119番通報時の電話において指令管制員(専門医も控えております)が緊急度・重傷度を識別し、救急車の適正利用を促そうというものです。繰り返しになりますが、今回の条例の趣旨は、本当に救急車を必要としている人のもとへ救急車がより早く行けるようにしようというものです。電話での識別により明らかに不適正だと分かるもの(靴ずれが痛い、ふかづめをしたなど)以外は、指令管制員が電話で救急車の出動を断ることはありません。今後も緊急時には迷わず119に電話をして下さい。指令管制員がしっかりと対応をし判断します。よろしく願います。